（免許を受けることができる者）

第一条　労働安全衛生規則別表第四のガス溶接作業主任者免許の項第一号チの厚生労働大臣が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一　旧能開法（職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成四年法律第六十七号）による改正前の職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）をいう。以下同じ。）第二十七条第一項の準則訓練である養成訓練のうち旧能開法規則（平成五年改正省令（職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成五年労働省令第一号）をいう。以下同じ。）による改正前の職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）をいう。以下同じ。）別表第三の二の訓練科の欄に掲げる金属成形科の訓練（六十年改正前の職業訓練法（職業訓練法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五十六号）による改正前の旧職業訓練法（職業能力開発促進法附則第二条の規定により廃止された廃止前の職業訓練法（昭和三十三年法律第百三十三号）をいう。以下同じ。）第十条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び五十三年改正前の職業訓練法（職業訓練法の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第四十号）による改正前の旧職業訓練法をいう。以下同じ。）第八条第一項の養成訓練として行われたものを含む。）を修了した者

二　旧能開法第二十七条第一項の準則訓練である養成訓練のうち旧能開法規則別表第三の訓練科の欄に掲げる溶接科の訓練（六十年改正前の職業訓練法第十条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び五十三年改正前の職業訓練法第八条第一項の養成訓練として行われたものを含む。）を修了した者で、その後二年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの

三　昭和五十三年改正職業訓練法施行規則（職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十三年労働省令第三十七号）をいう。以下同じ。）附則第二条第一項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練（平成五年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。）のうち改正前の職業訓練法施行規則（昭和五十三年改正職業訓練法施行規則による改正前の旧職業訓練法施行規則附則第二条第一号の規定により廃止された廃止前の職業訓練法施行規則（昭和三十三年労働省令第十六号）をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）別表第二の訓練科の欄に掲げる溶接科の訓練の例により行われる訓練を修了した者又は五十三年改正前の職業訓練法第八条第一項の養成訓練のうち改正前の職業訓練法施行規則別表第二の訓練科の欄に掲げる溶接科の訓練を修了した者で、その後三年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの

四　職業能力開発促進法第二十七条第一項の指導員訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第八の訓練科の欄に掲げる機械制御システム工学科又は精密機械システム工学科の訓練を修了した者で、その後一年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの

五　都道府県労働局長が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

○厚生労働省告示第二十六号

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第六号）の施行に伴い、ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号）第九十七条第三号イ(5)の規定に基づき、ボイラー技士、ボイラー溶接士及びボイラー整備士免許規程（昭和四十七年労働省告示第百十六号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年一月二十四日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第一条の二第三号中「(昭和二十六年法律第百四十九号)」を削り、同条を第一条の三とし、第一条の見出しを削り、同条中「ボイラー及び圧力容器安全規則（以下「ボイラー則」という。）」を「ボイラー則」に改め、同条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（二級ボイラー技士免許を受けることができる者）

第一条　ボイラー及び圧力容器安全規則(以下「ボイラー則」という。)第九十七条第三号イ(5)の厚生労働大臣が定める者は、次の者とする。

一　第二条各号に掲げる者

二　船舶職員法（昭和二十六年法律第百四十九号）第四条第一項の規定に基づき、四級海技士（機関）又は五級海技士（機関）としての海技従事者の免許を受けた者で、伝熱面積の合計が二十五平方メートル以上のボイラーを取り扱つた経験があるもの

三　鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項及び第四項の規定による鉱山において、伝熱面積の合計が二十五平方メートル以上のボイラーを取り扱った経験がある者で、その取り扱つたボイラーのいずれかがゲージ圧力〇・四メガパスカル以上で使用する蒸気ボイラー又はゲージ圧力〇・四メガパスカル以上の温水ボイラーであるもの

第三条を次のように改める。

第三条　削除

第十九条中「第一条各号」を「第一条の二各号」に改める。

附則中「第一条の二第二号、第二条第二号並びに第三条第一号及び第三号」を「第一条第一項第一号及び第三号、第一条の二第二号並びに第二条第二号」に改める。

○厚生労働省告示第二十七号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第五項の規定に基づき、薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年一月二十四日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表第1に次のように加える。

1088　薬剤溶出型大腿(だい)動脈用ステント

別表第2の928中「針無し造影剤輸液セット用延長チューブ」を「針なし造影剤輸液セット用延長チューブ」に改める。

○厚生労働省告示第二十八号

医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百六十九号）第四条第一項の規定に基づき、医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第八十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年一月二十四日

厚生労働大臣　小宮山洋子

本則に次のように加える。

793　薬剤溶出型大腿(たい)動脈用ステント

一　保安林の所在場所　福岡県八女市黒木町木屋字山口一五二六の一、一五二六の六から一五二六の一一まで、一五二七の一から一五二七の四まで、一五二七の一二、一五四二の一、一五五一の一、一五五一の三、字日向三二五三の一、三二五三の二、三二五三の一四、三二五四の一、三二五四の一三、三二五四の一五、三二五四の一七

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○厚生労働省告示第二十九号

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十条第二項第七号ハの規定に基づき、薬事法施行令第八十条第二項第七号ハの規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第四百三十号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年一月二十四日

厚生労働大臣　小宮山洋子

「、1086及び1087」を「及び1086から1088まで」に改める。

○農林水産省告示第百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年一月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

○農林水産省告示第百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年一月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦